

野洲市くらし支えあい条例第9条の規定に違反している事業者の公表

野洲市くらし支えあい条例（平成28年野洲市条例第20号。以下「条例」という。）第9条の規定に違反している事業者を条例第17条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月19日

野洲市長 櫻本直樹

1. 条例第9条の規定に違反している事業者

- (1) 事業者名：より道HOUSE株式会社（法人番号：1160001024361）
- (2) 代表者名：代表取締役 吉田 雄亮
- (3) 所在地：滋賀県近江八幡市仲屋町中21番地

2. 公表の前提となる事実経緯

本市消費生活センター（以下「センター」という。）は、より道HOUSE株式会社（以下「同社」という。）に対し、同社が条例第9条の規定に違反している旨及び本市における訪問販売事業者登録制度について、5回以上の電話による連絡及び2回の書面による通知にもかかわらず、長期間にわたり何ら対応することなく、条例第9条の規定に違反している状態であることを認識しながら、継続して本市の区域内で訪問販売を行った。

また、本市は、本公表を行うに当たり、同社に対し条例第17条第4項の規定により期日を定めて同社に対し弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与をしたが、これについても同社からは何ら反応がなかった。

○参考

野洲市くらし支えあい条例（抄）

（登録）

第9条 市の区域内における訪問販売は、市長の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）でなければ、行ってはならない。

（登録の拒否）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれか（信用事業者にあつては、第1号若しくは第2号）に該当するとき、又は第10条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第15条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (2) 第9条の規定に違反し、第17条第3項の規定による公表があつた日から2年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 法人であつて、その役員のうち前号に該当する者があるもの
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ申請者にその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（訪問販売の制限等）

第17条 登録事業者は、訪問販売を行おうとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認しなければならない。

2 登録事業者は、訪問販売に係る契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。

3 市長は、事業者が第9条又は前項の規定に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項の事業者にその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

5 市長は、登録事業者に対し、消費者との紛争を防止するために必要な情報を提供するものとする。